

30 国際第1010号

関税割当公表第EU5号

平成30年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
に基づくコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地に関税割
当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関
する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規
定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日
EU協定」という。）に基づく割当ての対象となるコーヒー、茶の混合物、調
製食料品及び練り生地（以下「コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生
地」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地（日EU協定附属書2
－A第3編第B節12に掲げるTRQ－11のコーヒー、茶の混合物、調
製食料品及び練り生地であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表
第1702．90号の2に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、同表第
1901．20号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及
び小麦粉調製品を除く。）、同表第1901．90号の2の（1）のAの
（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものの以外のものに

限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、同表第2101.12号の1の（1）及び2の（2）のAの（b）並びに第2101.20号の2の（2）のAの（b）に掲げる物品、同表第2106.90号の2の（2）のEの（a）のイ及びハの（イ）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）並びに同号の2の（2）のEの（a）のハの（ロ）のIに掲げる物品。）

2 割当数量 212トン

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

平成31年1月7日（月）から同年1月10日（木）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書類表（別記様式1）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の輸入通関実績集計表（別記様式2）

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の販売（使用）実績・計画書（別記様式3）

4 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業

等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、第２に掲げる担当課への提出に当たっては、上から①１の別記様式１、②関税割当申請書、③２から４までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

第７ 割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、１申請者当たりの申請数量は、第１の２に掲げる割当数量又は日ＥＵ協定の発効日から平成31年３月31日までの輸入計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

１ 申請数量の総計が第１の２に掲げる割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

２ 申請数量の総計が第１の２に掲げる割当数量を超える場合

各申請者に対して第１の２に掲げる割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて算出した数量を割り当てる。

なお、１及び２において算出された配分数量が１kgに満たない申請者に対する配分は行わない。

また、配分数量の算出において生じた１kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

第８ 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

１ 関税割当証明書は、日ＥＵ協定の発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、配分結果は、農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html>）において平成31年１月30日（水）までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量は割当期間の開始までに連絡するものとする。

２ 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

- 1 配分された数量
- 2 返納された数量
- 3 消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）
- 4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第10 報告等

- 1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関及び販売等の実績報告書1通（別記様式4）を、農林水産省政策統括官に提出するものとする。
- 2 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。
- 3 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日

付け16国際第1297号) によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

(別記様式)

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2018/eu2018kohyo.html>)